４．第三面関係
①～⑩　（略）
⑪　建築物の敷地が建築基準法第53条第２項若しくは同法第57条の５第２項に該当する場合又は建築物が同法第53条第３項、第６項、第７項若しくは第８項に該当する場合においては、６欄の「ト」に、同条第２項、第３項、第６項、第７項又は第８項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
⑫～⑰　（略）
第四十九号の四様式（第十条の四の五関係）（Ａ４）
（略）
第四十九号の五様式（第十条の四の五関係）（Ａ４）
（略）
第四十九号の六様式（第十条の四の五関係）（Ａ４）
（略）
第四十九号の七様式（第十条の四の八関係）（Ａ４）
（注意）
１．・２．　（略）
３．第二面関係
①～⑩　（略）
⑪　建築物の敷地が建築基準法第53条第２項若しくは同法第57条の５第２項に該当する場合又は建築物が同法第53条第３項、第６項、第７項若しくは第８項に該当する場合においては、６欄の「ト」に、同条第２項、第３項、第６項、第７項又は第８項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
⑫～⑰　（略）
第四十九号の八様式（第十条の四の八関係）（Ａ４）
（略）
第五十号様式（第十条の四の八関係）（Ａ４）
（略）
別記第五十号の十四様式（第十条の五の二十三関係）（Ａ４）
（略）
下記について、建築基準法第38条（同法第66条、第67条の２及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたいので、同法第68条の26（同法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。
（略）
別記第五十号の十五様式（第十条の五の二十四関係）（Ａ４）
（略）
下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第38条（同法第66条、第67条の２及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記の規定に適合するものと同等以上の効力があるものであることを認める。
（略）
別記第五十号の十六様式（第十条の五の二十四関係）（Ａ４）
（略）
上記による構造方法又は建築材料については、下記の理由により建築基準法第38条（同法第66条、第67条の２及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。
（略）

４．第三面関係
①～⑩　（略）
⑪　建築物の敷地が建築基準法第53条第２項若しくは同法第57条の５第２項に該当する場合又は建築物が同法第53条第３項、第５項若しくは第６項に該当する場合においては、６欄の「ト」に、同条第２項、第３項、第５項又は第６項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
⑫～⑰　（略）
第四十九号の四様式（第十条の四の四関係）（Ａ４）
（略）
第四十九号の五様式（第十条の四の四関係）（Ａ４）
（略）
第四十九号の六様式（第十条の四の四関係）（Ａ４）
（略）
第四十九号の七様式（第十条の四の七関係）（Ａ４）
（注意）
１．・２．　（略）
３．第二面関係
①～⑩　（略）
⑪　建築物の敷地が建築基準法第53条第２項若しくは同法第57条の５第２項に該当する場合又は建築物が同法第53条第３項、第５項若しくは第６項に該当する場合においては、６欄の「ト」に、同条第２項、第３項、第５項又は第６項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
⑫～⑰　（略）
第四十九号の八様式（第十条の四の七関係）（Ａ４）
（略）
第五十号様式（第十条の四の七関係）（Ａ４）
（略）
別記第五十号の十四様式（第十条の五の二十三関係）（Ａ４）
（略）
下記について、建築基準法第38条（同法第67条の２、第67条の４及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受けたいので、同法第68条の26（同法第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定により、申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。
（略）
別記第五十号の十五様式（第十条の五の二十四関係）（Ａ４）
（略）
下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第38条（同法第67条の２、第67条の４及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記の規定に適合するものと同等以上の効力があるものであることを認める。
（略）
別記第五十号の十六様式（第十条の五の二十四関係）（Ａ４）
（略）
上記による構造方法又は建築材料については、下記の理由により建築基準法第38条（同法第67条の２、第67条の４及び第88条第１項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないこととしましたので、通知します。
（略）